

岐阜県立衛生専門学校学則施行細則

(目的)

第1条 この細則は、本校学則に基づき、適正な管理運営を行うため、必要事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 学則第7条第1項第1号に定める休業日は次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 学則第7条第1項第2号に規定する休業日は、次のとおりとする。

一 夏季休業 7月25日から8月31日まで

二 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

三 春季休業 3月20日から4月7日まで

(授業時間)

第3条 学則第8条第1項に定める各学科の科目時間数の外、必要な授業時間数は、毎年度校長が定める。

2 講義授業時間の1時間は45分とし、2時間をもって1時限とする。

3 一日あたりの講義授業時間数は、原則6時間とする。

4 臨地実習時間は、学科により1時間を45分又は60分とする。

(授業科目の評価)

第4条 授業科目の評価は、学則第9条第1項により行う。

2 各学科各学年において履修する科目の評価は、シラバスに記載された方法による。

(科目履修の条件)

第5条 履修条件のある学科及び科目については、別表第1のとおりとする。

(補習)

第6条 各科目における出席時間数が3分の2に満たない者でやむを得ない理由があると校長が認めた場合は、当該科目の不足した時間数を補った上で、評価を受けることができる。

2 補習を受けようとする学生は、その理由を明記した補習願（第1号様式）を校長に提出し承認を得なければならない。

3 補習は、原則第1項による3分の2を満たす時間数を行う。ただし、内容等に不足がある場合は、3分の3を超えない範囲で行うことができる。

4 補習の内容・方法については、単位認定会議で検討し、決定する。

(再試験)

第7条 科目試験（中間試験を含む）において不合格になった者は、原則1回に限り再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、再試験（再実習）願（第2号様式）を校長に提出し承認を得なければならない。

3 再試験の評点は、その点数が60点を超える場合にあっては、それを60点とみなす。

4 やむを得ない理由により、再試験を受けられない場合は、その都度審議する。

(追試験)

第8条 次の表のやむを得ない理由により、科目試験を欠席した者は、原則1回に限

り追試験を受けることができる。

	やむを得ない理由	必要書類
1	就職・進学試験	試験日、場所を明示した文書、受験票
2	公共交通機関の運休・遅延	運休又は遅延証明書（当該交通機関のもの）
3	病気もしくは負傷	医療機関発行の診断書等
4	交通事故	事故証明
5	親族（２親等以内）の急病・危篤	事情を説明する文書（身元保証人による事情説明）
6	親族（２親等以内）の死亡	会葬礼状等の葬儀日程がわかる印刷物
7	災害（火災、水害、台風、地震等）	職員会議でその都度判断
8	その他、正当な理由として校長が認めたもの	受験できなかった理由を証明する文書等

2 追試験を受けようとする者は、その理由を明記した追試験（追実習）願（第３号様式）を校長に提出し承認を得なければならない。

3 追試験の評点は、その科目を 100 点満点として、その点数から 2 割を減じた点とし、60 点以上を合格とする。

4 やむを得ない理由により、追試験を受けられない場合は、その都度審議する。
（再実習）

第 9 条 臨地実習（以下「実習」という。）の評価において不合格となった者は、原則 1 回に限り再実習を受けることができる。ただし、当該年度に 1 科目までとし、長期休業期間に実習施設の受け入れが可能な場合において実施する。受け入れが困難な場合は、次年度再履修とする。

2 再実習を受けようとする者は、再試験（再実習）願（第 2 号様式）を校長に提出し承認を得なければならない。

3 再実習の評点は、その点数が 60 点を超える場合にあっては、それを 60 点とみなす。

（追実習）

第 10 条 実習が受けられなかった者で、校長がやむを得ない理由があると認めた者は、原則 1 回に限り追実習を受けることができる。ただし、当該年度に 1 科目までとし、長期休業期間に実習施設の受け入れが可能な場合において実施する。受け入れが困難な場合は、次年度に再履修とする。

2 追実習を受けようとする者は、追試験（追実習）願（第 3 号様式）を校長に提出し承認を得なければならない。

3 追実習の評点は、得点の 10 割とする。

（欠席）

第 11 条 欠席するときは、事前に連絡し、事後速やかに欠席届（第 4 号様式）を校長に提出しなければならない。その理由が 1 週間以上の傷病又は学則第 24 条に該当する場合は、医師の診断書を添付するものとする。

（欠席日数に算入しない休暇）

第 12 条 校長は、学則第 24 条による出席停止、就職・進学試験、公共交通機関の運休等による欠席について、欠席日数に算入しない休暇として認めることができる。

- 2 欠席日数に算入しない休暇をとる者は、校長に欠席届（第4号様式）を提出し承認を得なければならない。
- 3 欠席日数に算入しない休暇中は、原則出席扱いとはしない。
- 4 学則第24条に該当する主な感染症を別表第2に示す。出席停止期間は、医師の診断によるものとする。

（入学前の修得単位の認定）

第13条 学則第11条の取り扱いは次のとおりとする。

- 一 申請期間は、入学後2週間以内とする。
- 二 単位の認定は、学則第8条に定める教育課程とする。
- 三 提出書類は、既修得単位認定申請書（第5号様式）、成績証明書又は単位修得証明書、学習内容及び授業内容を説明できる資料（シラバス等）とする。
- 四 単位を認定した場合は、既修得単位認定通知書（第6号様式）を交付する。

（受験手続）

第14条 学則第13条において別に定める書類は、次のとおりとする。

助産学科	一 学則第12条に規定する資格証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの。 二 写真（6か月以内に撮影したもの）
第一看護学科 歯科技工学科 歯科衛生学科	一 学則第12条に規定する資格証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの。 二 写真（6か月以内に撮影したもの）
第二看護学科	一 准看護師免許証の写（照合済みのもの）。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者については、この限りでない。 二 就業証明書若しくは高等学校卒業証明書又はその見込みを証明するもの。 三 写真（6か月以内に撮影したもの）

- 2 前項の表助産学科の欄中第1号、受験資格を証明する資格証明書が、ただし書きに該当する者は、入学時までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。
- 3 第1項の表、第一看護学科、歯科技工学科及び歯科衛生学科の欄中第1号、受験資格を証明する資格証明書が、ただし書きに該当する者は、入学までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。
- 4 第1項の表、第二看護学科の欄中第1号、受験資格を証明する准看護師免許証の写（照合済）が、ただし書きに該当する者は、入学までに免許証の写（照合済）又は准看護師籍の登録済証明書を校長に提出しなければならない。

（入学手続）

第15条 学則第16条の別に定める書類は、誓約書及び戸籍抄本とする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

（転入学）

第16条 他の学校で、1年以上履修した者で本校に転入学を志願する者があるときは、相当の学年に欠員が生じた場合に限り、校長は審査の上転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志望するものは、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転入学願

(学則第4号様式)を校長に提出しその許可を受けなければならない。

- 3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び履修した時間数の取り扱い等については、校長が決定する。

(転学)

第17条 学生は、転学しようとするときは、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転学願(学則第5号様式)を校長に提出しその許可を受けなければならない。

(健康管理)

第18条 学則第29条の健康診断における検査又は検診の項目は、次のとおりとする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 身長・体重・胸囲
- 二 視力・聴力・血圧測定
- 三 胸部レントゲン撮影
- 四 検尿・血液検査
- 五 内科検診

- 2 校長は、健康診断の結果に基づき必要があると認めたときは、該当する学生に必要な医療を受けるよう指示し、その結果により適切な措置をとらなければならない。

(職員の所掌事務)

第19条 職員の所掌事務は、衛生専門学校事務分掌表による。

(会議等)

第20条 学則第28条第2項の規定に基づき、同条第1項の会議及び委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- 2 運営会議は、校長、副校長、担当主幹、総務課長及び管理調整係長をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 学校の運営に関する諸規則の制定及び改廃に関すること。
 - 二 学校の教育方針に関すること。
 - 三 その他、学校の運営に関する基本的事項に関すること。
- 3 職員会議は、本校に勤務する職員のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 運営会議に提案する事項に関すること。
 - 二 教育計画に関すること。
 - 三 学生の身分に関すること。
 - 四 その他、学校の運営に関して必要な事項に関すること。
- 4 学科会議は、各学科の教務主任及び専任教員をもって組織し、次の事項を協議する。
- 一 教育計画の実施に関すること。
 - 二 教育内容及び方法に関すること。
 - 三 教務の連絡調整に関すること。
 - 四 学生の学習及び生活への助言、指導に関すること。
 - 五 その他、学科の運営に関して必要な事項に関すること。
- 5 学校評価に関する委員会(自己評価委員会、学校関係者評価委員会)は、本校に勤務する職員及び学校関係者から校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 学校評価の基本方針および実施体制並びに実施方法に関すること。

- 二 学校評価の評価基準項目に関すること。
 - 三 学校評価報告書の作成に関すること。
 - 四 学校評価結果に基づく改善策の提案に関すること。
 - 五 学校評価結果の公表に関すること。
 - 六 学校運営計画の立案、評価に関すること。
 - 七 その他、学校評価の実施について必要な事項に関すること。
- 6 入学試験に関する委員会（入学試験委員会、入学試験問題作成・検討委員会、入学選考委員会）は、本校の教職員及びその他の学校、教育関係者から校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 入学試験の計画、実施に関すること
 - 二 入学試験問題の作成に関すること。
 - 三 入学許可に関すること。
- 7 卒業認定会議及び単位認定会議は、本校に勤務する職員のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 卒業認定に関すること。
 - 二 履修単位及び既修得単位の認定に関すること。
 - 三 補習の内容・方法に関すること
- 8 倫理委員会は、本校に勤務する職員のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 本校の関係規定の遵守に関すること。
 - 二 個人情報の保護に関すること。
 - 三 ハラスメントの防止及び対応に関すること。
 - 四 自殺予防の対策及び対応に関すること。
 - 五 職場及び学習環境の整備に関すること。
 - 六 障害学生の支援及び対応に関すること。
- 9 研究倫理審査委員会は、本校に勤務する職員及び人文社会科学並びに自然科学の有識者のうち校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 倫理的観点による研究計画に関すること。
 - 二 研究における倫理のあり方に関すること。
 - 三 多治見看護専門学校及び下呂看護専門学校の研究計画に関すること。
- （その他）

第 21 条 本細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この施行細則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 24 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 26 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この施行細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年度入学生及び令和 6 年度入学生の実習の評点については従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

	履修条件がある科目	合格（等）が必要な科目	
助産学科	継続事例実習Ⅰ 分娩介助実習Ⅰ	助産実践基礎実習	
	継続事例実習Ⅱ	継続事例実習Ⅰ（所定の内容を概ね履修し合格の見込みがある又は合格）	
	分娩介助実習Ⅱ	分娩介助実習Ⅰ	
第一看護学科	成人看護学実習	基礎看護学実習	
	統合実習	地域・在宅看護論実習 成人看護学実習 老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習	
第二看護学科	基礎看護学実習Ⅱ	看護学概論 看護過程 看護技術の基礎・基本 対象理解の技術 日常生活援助技術 臨床看護総論 基礎看護学実習Ⅰ	
	地域・在宅看護論実習	療養生活を支える看護技術	各専門分野における所定の科目及び 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ
	成人看護学実習	慢性期看護の展開	
	老年看護学実習	健康障害をもつ高齢者の看護	
	小児看護学実習	健康レベルに応じた子どもと家族の看護	
	母性看護学実習	産褥期の看護	
	精神看護学実習	こころの健康を支える看護	
	統合実習	成人看護学実習 臨床判断 看護マネジメント チーム医療と多職種連携	（当該専門分野において概ね履修している）